

学校保健健康診査業務（令和８年度 教職員）仕様書

学校保健安全法に基づき、令和８年度において実施する教職員の健康診断に係る諸検査業務の仕様は、以下のとおりとする。

１ 業務名称 学校保健健康診査業務（令和８年度 教職員）

２ 履行期間 契約締結日から令和９年３月31日まで

３ 検査項目及び予定件数

（１）教職員健診

身長、体重、腹囲、血圧測定、視力、聴力、医師診察、検尿（潜血、蛋白、糖）、心電図、胸部X線、血液検査（赤血球数（RBC）、血色素量（Hb）、Ht、AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP、TG、HDL-c h、LDL-c h、血糖値）約680件（うち、追加でHbA1c、血清クレアチニン検査を要する件数 40歳以上 約320件、眼底検査を要する件数 40歳以上 約50件）

（２）胃部検診（40歳以上） 約260件

４ 留意事項

（１）教職員健診及び胃部検診は、同一日、同一場所において原則として夏季休業期間中（令和８年７月21日から８月28日までのうち、９日間程度を想定）に行う。実施会場は３会場とし、実施時間（設営及び撤収時間は含まない。）は午前７時30分から午後３時30分までの間に実施することとする。

（２）実施会場での未検者は、受注者の検査機関で受診することができること。

（３）検査方法及び技術的基準は、学校保健安全法施行規則及び関係法令に基づくものとする。

（４）血液検査等においては、特定健診項目を満たす検査を含むこと。

（５）胃部検診は、バリウムによる胃部X線検査を基本とするが、体質的に検査を受けることができない者もいるため、胃カメラ検査も受けられるようにすること。

なお、胃カメラ検査は検査機関で行うものとする。

（６）検査結果は、教育委員会及び各学校にそれぞれ１部提出すること。

（７）特定健診に関する情報を公立学校共済組合へ提供することが必要となるため別に電子媒体を作成すること。

（８）本業務は、令和７年度から令和８年度までの債務負担行為に基づくものであり、契約締結日から令和８年３月31日までの間の支払義務は生じないものとする。

（９）この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

５ 入札金額の比較

入札金額については、下表に示すとおり検査項目ごとの単価を明示するものとする。

なお、入札金額の比較においては、下表に基づき計算された合計金額で比較するものとする。ま

た、単価においては税抜の金額を明示するものとする。

検査項目	単価（円）	件数	金額（円・税抜）
教職員健診（40歳以上）		320	
眼底検査（40歳以上）		50	
教職員健診（39歳以下）		360	
胃部検診（バリウム）		240	
胃部検診（胃カメラ）		20	
合計金額			

6 契約方法

単価契約とする。

7 再検査における支払

上表に基づき提示された、各項目の単価をもって支払うものとする。

8 個人情報等の取扱い

個人情報及び個人番号を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに東近江市（以下「甲」という。）の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和5年東近江市訓令第2号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(従事者等への監督及び教育)

第3条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る事務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、本件事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務に関して知り得た個人情報を本件事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、本件事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(個人情報の取扱いの委任の禁止等)

第10条 乙は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）

に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、乙は、再受任者に第1条から前条までの規定及びこの契約に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、甲に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 乙は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第1条から前条までの規定を明記しなければならない。

4 乙は、再委任をする場合は、発注する事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 乙は、従事者等を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 乙は、本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条 第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の甲に対する報告は、乙がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙に対し再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条 甲は、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18条 甲は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。